

奈良県中小企業者等の事業の再生を支援するための中小企業者等向け融資の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年二月一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十四号

奈良県中小企業者等の事業の再生を支援するための中小企業者等向け融資の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

奈良県中小企業者等の事業の再生を支援するための中小企業者等向け融資の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成二十九年三月奈良県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第五号中「第二百二十八条第一項」を「第三百三十五条第一項」に、「第二百二十七条第二項」を「第三百三十四条第二項」に改め、同項第六号中「第三百三十三条第一号」を「第四百十条第一号」に改め、同項第七号中「第三百三十三条第二号」を「第四百十条第二号」に、「第二百二十七条第二項第一号」を「第三百三十四条第二項第一号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。